

ウエルネスガーデン内行為に係る取扱要綱

(目的)

第 1条 名古屋市が管理するウエルネスガーデンにおける行為にかかる取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2条 この要綱において、ウエルネスガーデンとは、クオリティライフ21城北内に位置し、市民の健康づくり活動及び交流の機会の提供を目的として名古屋市が設置するもので、名古屋市北区平手町1丁目1番地のうち別紙に示す範囲をいう。

2 この要綱において、「一般利用」とは、第 4条各号に該当しない場合で、名古屋市が行う市民の健康づくり及び交流に関する事業に支障のない範囲において、一定の条件のもとで利用する行為をいう。

(利用の原則)

第 3条 ウエルネスガーデンは、互いに譲り合って、利用することを原則とする。

(行為の制限及び禁止)

第 4条 ウエルネスガーデンにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること
- (2) はり紙、はり札その他の方法によって広告を表示し、又は広告を散布すること
- (3) 火気の使用その他ウエルネスガーデン内の施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること
- (4) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取すること
- (5) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること
- (6) 鳥獣の類を捕獲し、又は殺傷すること
- (7) 立入を禁止されている区域に立ち入ること

- (8) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又はとめおくこと
- (9) 他人の遊戯を妨げるなど他人に迷惑となる行為をすること
- (10) その他ウエルネスガーデンの管理上支障があると認められる行為をすること

2 市長は、利用者又は利用しようとする者が前項の規定を遵守しない場合には、ウエルネスガーデンの利用を制限し、立入りを拒否し、又は退去を命じることができる。

(行為の取扱い)

第 5条 ウエルネスガーデンにおける一般利用の行為の取扱いは、別表のとおりとし、承認対象行為を行おうとする者は、市長の承認を得なければならない。

(行為の承認)

第 6条 別表に掲げる承認対象行為について、申請があったときは、次の各号及び別表の基準により審査するものとする。審査の結果その行為がウエルネスガーデンの利用又はウエルネスガーデンの効用を害しないものであると認められる場合には、承認（以下「行為承認」という。）をすることができる。

(1) 行為の審査基準

- ア 風紀を乱すおそれのあるもの
- イ 専ら、営業のため宣伝、販売等営利を目的とするもの
- ウ 近隣の住民や施設、他のウエルネスガーデン利用者に迷惑をおぼすおそれのあるもの
- エ その行為の実施により事故の発生のおそれのあるもの
- オ ウエルネスガーデン内の施設を損傷又は汚損するおそれのあるもの
- カ 暴力団（名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号））第 2条第 1号に定めるものをいう。）を利することになるもの
- キ その他ウエルネスガーデンの管理に支障があると認められるもの

の

- (2) 申請者の審査について、事故の発生又はウエルネスガーデン内の施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合でないこと。

(行為承認の手続)

第 7条 別表に掲げる承認対象行為について、行為承認を受けようとする者は、市長に「ウエルネスガーデン内行為承認申請書（第 1号様式）」を提出しなければならない。

2 申請者は、当該行為承認の申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ウエルネスガーデン平面図（行為に必要な区域を記載したもの）
- (2) 行為の概要、タイムスケジュール、設置物件など全体がわかるもの

- (3) スポーツ教室等参加者から会費等を徴収するものについては、参加者から徴収する会費等の金額、参加予定人数、当日の講師の人数
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第 1項の規定による行為承認の申請は、当該行為を開始しようとする日の属する月の 3月前の月の最初の開庁日以後、2週間前まで（その日が休庁日のときは休庁日でない直前の日をいう。）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

4 第 1項の申請があった場合において、市長が支障がないと認めた者に対して、行為承認証（第 1号様式）を交付する。

5 前項の行為承認証を与える場合には、ウエルネスガーデンの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(承認事項の変更手続)

第 8条 前条第 1項の規定により市長の行為承認を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、行為承認申請書（第 1号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合においては第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(行為承認対象日)

第 9 条 行為承認の対象となる日は、必要最小限とする。

- 2 雨天の場合の予備日は、原則として認めないものとする。

(行為承認対象時間)

第10条 行為承認の対象となる時間は、原則として午前 6時から午後 8 時までとする。

(承認の取消し等)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、市長は第 7 条の行為承認を受けた者に対し、その承認の取消し、又は使用時間等の変更を求めることができる。

- (1) 名古屋市又は名古屋市の行政機関が行政又は公益上使用する場合で、止むを得ないと認められる場合
- (2) 国又は他の地方公共団体が行政又は公益上使用する場合で、止むを得ないと認められる場合
- (3) 非常災害のため緊急に使用する必要が生じた場合
- (4) 申請内容に虚偽があった場合
- (5) この要綱を逸脱する行為が確認された場合
- (6) その他市長が特に必要と判断した場合

(水道の使用)

第12条 行為承認に伴い水道を使用する場合については、ウェルネスガーデンに設置している趣旨に鑑み、必要最小限である場合に承認することができるものとする。ただし、大規模イベント等大量に使用する場合は、実費を徴収することができる。

(電気の使用)

第13条 行為承認に伴い電気を使用する場合は、原則として自ら電源を確保する場合に承認することができるものとする。

(車両の乗り入れ)

第14条 行為承認に伴う車両の乗り入れをする場合は、次の各号に掲げるものについては必要最小限の範囲で承認することができるものとする。

- (1) 当該行為に係る搬入又は搬出に伴う車両の乗り入れであること
- (2) 主催者、出演者、来賓者、行政関係者の駐車場所として利用するもの

2 前項の場合であっても、次の各号に掲げるものについては、承認しないものとする。

- (1) 重量車等によりウエルネスガーデン内の施設の破損のおそれがあるもの
- (2) ウエルネスガーデン利用者等に安全上問題があるもの
- (3) ウエルネスガーデンの管理上支障があるもの

(広告の取扱)

第15条 行為承認に伴う広告物（申請者が公衆に対して表示するものであって、看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲示し、又は表示したものその他これらに類するものをいう。）を設置する場合は、次の各号に掲げるものすべてに該当する場合については承認することができるものとする。

- (1) 表示内容が次に掲げるものであること。

ア 当該行為の案内、紹介、大会名等行為承認に付随したものであること

イ 冠イベント、イベント協賛企業など個別企業名を表示する際には、他の表示内容と比較し不自然に大きなものにならないこと

- (2) 広告物の表示が、行為承認の期間内であること。
- (3) 行為承認の対象区域内において、広告物を表示していること。
- (4) 行為承認の対象区域外から通常見えない状態で広告物を表示して

いること。ただし、イベントなど市民や参加者を会場内へ案内・誘導を目的としている場合は、対象区域外から見える広告物でも必要最小限のものを認めるものとする。

2 前項の場合であっても、次の各号に掲げるものについては、承認しないものとする。

- (1) 宗教的な主張であるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 法令の規定に反しているもの
- (4) 広告の形状及び設置場所が、ウエルネスガーデンの美観、安全、機能等に影響を与えるもの
- (5) 前各号のほかウエルネスガーデン又はウエルネスガーデン内の施設の管理上支障を及ぼすおそれのあるもの

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 第 7条第 1項若しくは第8条の行為承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

(原状回復)

第17条 ウエルネスガーデンを使用した者が、その使用を終えたときは、ウエルネスガーデンの清掃、後片付けを行うなどにより、ウエルネスガーデンを原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第18条 ウエルネスガーデンを使用した者が、その使用にあたってウエルネスガーデン及びその周辺の工作物を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 ウエルネスガーデンの使用にあたっては、ウエルネスガーデンを使用した者と第三者との間に生じた紛争は、当事者間において責任を持って解決しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年 7月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。